

小学校資料論

—かつて小学校は地域のセンターであつたという視点から—

田村達也

はじめに

近代の小学校はどうなものであつたのだろうか。

かつて小学校は地域のセンターであつた。校舎は地域の協力で建てられた。小学校の行事には地域あげて参加した。催し物や集会があるときは小学校が利用された。小学校は人々の交流の場であり、情報交換・発信の場であつた。地域発展のために、学校が期待されるものも大きかった。たとえば大正二（一九一三）年八月、町村長会議における学事に関する訓示の中に「教育上一層地方開発ニ留意スベキ件」（千代水尋常高等小学校旧蔵『訓示纏』城北小学校蔵）として次のように述べられている。町村の発達の根本解決は一に教育力によるもので、町村教育は小学校教員の努力の

みに委ねられる傾向があつたが、町村も協力しなければ効果は上がらない、と。つまり、地域の産業・文化の後継者育成に、地域発展に、小学校は期待され、責任も担つており行政もそれに協力したのである。しかし、近年、小学校をめぐる状況が急激に変わりつつある。地域における小学校の役割は薄らいでいき、学習権、教育権という考え方があらわれ、子ども個人の人格の成長に重点が置かれるようになり、地域発展に重点がおかれた教育は後退した。

全国津々浦々公教育機関がくまなく設置されたのは近代国家形成期になつてからのことである。全国全ての小学校でほぼ画一的な授業が一斉に展開したのである。今でもそうであるが本来的に公教育には国家の方針が反映される。大正二（一九一三）年学校長会において「各位は須く此の

大勢に鑑み教育勅語と戊申詔書とに示されたる聖訓に遵ひ奉り教授に訓育に弥々国民道徳の權威を發揮するに努め健実有為國民を養成し以て邦家将来の發展に資せられんことを望む」（前掲『訓示纏』）と國家主義教育が訓示されてい。今よりもこの教育傾向は強く、小学校において徹底して実施された。小学校は、また、多人数を擁する一つの機關であり経営体であるから、教育方針・経営方法を持たなければならぬ。地域と国家から期待されるなかで教育方針・経営方法を立てて小学校の運営が行われた。それらは年々検討され積み重ねられ独自の特色ある教育が地域に育つていった。

小学校がどのような役割を歴史の中で、あるいは地域の中で果たしてきたのかを検討するためには小学校所蔵資料は欠かせない。しかし資料の保存状況は厳しい状況にある。この論考では、小学校がかつて地域のセンターであつたという視点に立ちつつ、次のような内容で小学校資料を見る。

I 鳥取県内における小学校消滅の危機的状況（これはそのまま小学校所蔵資料の危機的状況である）を示し、II そのために小学校所蔵資料調査にいたつたこと。III 有期、無期にかかわらず保存義務のある資料を示し、IV 保存されている資料の状況を表にして残存状況を列挙する。次に残さ

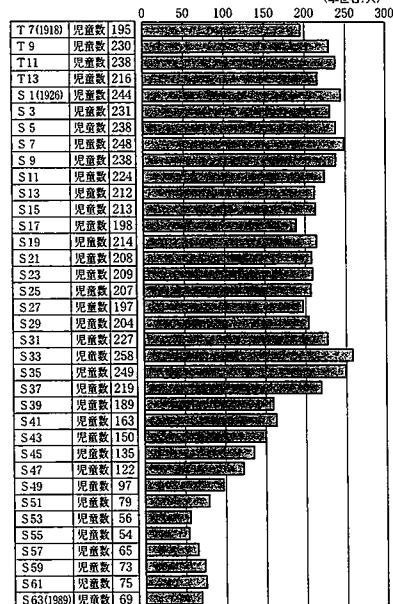
れている資料のうち郷土関係資料を取り上げ、小学校が地域のセンターであったことから、V 小学校が郷土誌編さんと携わり、二期（明治・大正期と昭和一〇年代）にわたり編さんが行われたこと、ついでVI一期の郷土誌は、大正デモクラシー下の新教育の中で広い視点に立ち教材化されたことを、成徳小学校の実践のなかでみる。一方、VII二期の郷土誌は、日中戦争進行のなか、狭隘な愛郷主義教育のなかにカリキュラム化していることを興徳小学校『施設要項』でみる。

I 過疎現象にともなう小学校所蔵資料消滅の危機

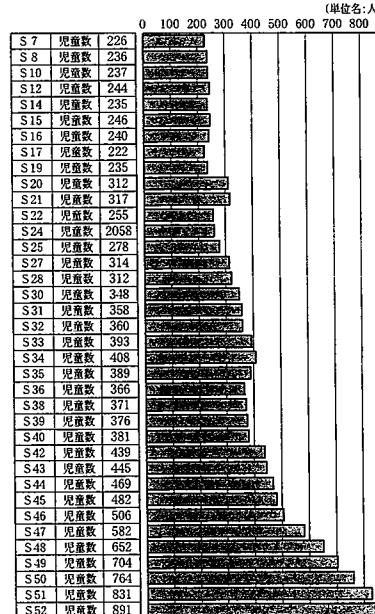
鳥取県立公文書館では平成一〇（一九九八）年より平成一二年まで、三ヵ年かけて県内各小学校が開校以来、保存している資料調査事業を実施した。この事業を開始した理由は、近年、人口移動が激しく過疎・過密が進んでいくなかで、地域の学校が消滅する状況が生じており、それに伴つて小学校所蔵資料の消失が危惧されるからである。

過疎・過密が小学校の児童数にどのように現れているか、これについてみておこう。過疎の例として気高郡鹿野町立小鷺河小学校、過密の例として米子市立住吉小学校の児童数の推移グラフを次頁に表した。

[表1] 小鷺河小学校年度別児童数



[表2] 吉住小学校年度別児童数



もまた学校資料の危機がある。

〈過密の例〉 米子市立住吉小学校の場合、グラフをみると昭和三〇年代から増え始め、四〇年代になつてから急増し、平成一四（二〇〇二）年、児童数は八八八人、県下最大の小学校である。住吉小学校は米子市郊外に位置し、近年のドーナツ化現象によつて人口が増加している地域である。人口増加のため米子市内にはすでに福生小学校、福米小学校のように福生東・福生西、福米東・福米西と分離した小学校もある。米子は鳥取県西部の中心都市であるが、東部の鳥取市の場合も同様である。近年になつて、浜坂、岩倉、美保南、湖山西、中ノ郷、若葉台等の小学校が新設された。

グラフで児童数の推移をみると過疎化の進む小鷺河小学校、過密化の進む住吉小学校とも昭和三〇年代までは児童数は安定している。その後の激しい人口動態で状況が変わつた。これはかつての地域性が喪失しつつあると同時に新たな地域性を創出しているということであろう。小学校をめぐる新たな問題が発生せざるをえない。資料の面から言えば過疎の場合、統廃合の問題が起つり資料の危機となる。調査を終えて二年経過したが、この間に山間部では統廃合が実施された。鹿野町は鹿野小・勝谷小・小鷺河小の三校が鹿野小学校一校に統合された。岩美町では、蒲生小・岩

井小・小田小・本庄小が統合されて岩美南小学校となつた。国府町では、大茅小、成器小、谷小が統合されて国府東小学校となつた。日野町では菅福小学校が廃校になり、明治時代の建築物であった校舎は取り壊された。二年間に八小学校が消えた。分校も消えつゝある。調査期間中に貝田分校が、調査終了後に河来見分校が閉鎖され調査開始時には一一分校あつたが現在は九分校である。したがつて平成一四（二〇〇二）年の小学校数は本校・分校併せて一七〇校（本校一六一、分校九）で、平成一〇年の調査開始時の一八〇校より一〇校減少している。ちなみに平成一五（二〇〇三）年一月一日の県内人口六一二、六〇六人のうち市部三七八、一八一人、郡部三四四、三三二人と市部に偏つておりこの傾向は今後、さらに強まっていく。

小学校統廃合問題は、今のところ過疎現象の進む県内の山間部全般で起つてゐるが、空洞化現象の進むかつての都市の中心部でも起つてゐる。今日、政治課題となつてゐるところの市町村の合併は、やがて学校統廃合を促進すると予想される。小学校の資料調査は都市部・山間部の別なくおしなべて実施しなければならない最終段階にある。

II 小学校所蔵資料調査実施

（調査資料・調査校） 調査対象資料は、はじめ明治・大正期の資料を主眼とし、この時期の資料は全て調査対象とした。理由は、古い時代の資料ほど残存率が低いと思われ、早く資料保護する必要であると思ったからである。しかしこれは調査を進めていくうちに間違いであるとわかった。

第二次大戦後の資料も残存率が低い。そのため途中から昭和二〇年代の資料も調査対象とした。学校によつては三〇年代に及んだものもある。調査校については、本校は言うまでもなく分校も調査対象校とした。しかし昭和四〇（一九六五）年以降閉校された九校は調査対象校としなかつた。学校数は、調査開始時点、本校・分校併せて一八〇校（鳥取大学附属小学校一、市町村立小学校一七九（本校一六八、分校一一））（鳥取県教育関係職員録一九九八）であり、このうち調査対象校は本校一六〇、分校一一校合わせて一七校である。

年度当初の全市町村教育長・全県下小学校の校長会で調査訪問計画の了承を得た上で調査に入った。調査には、鳥取県教育史研究において蓄積のある篠村昭二氏の同伴をお願いした。篠村氏は調査事業の目的を理解され、調査校に行くと校長に調査の意義を話された。同時に調査校において、して、学事視察規定の達甲第四九号が出されるが、そのなかに「二十 諸表簿の整否」がある。また、郡からの視察者は二三項目の視察規定に基づいて公私立学校巡回視察するわけだが、学校が資料を整えていなければ応じられないものもあった。たとえば「四 学齢児童就学及不就学ノ比例及不就学ノ原因」、「五 学校基本財産ノ管理及其収支ノ状況」、「十三 試業問題及答案ノ適否」等はそのようなものであろう。

学校が備えておかなければならない簿冊について次のような規定が設けられる。

①明治二十五年七月一日 鳥取県訓令第一一一号

小学校ニ於テハ左ノ諸表簿図面等ヲ備フヘシ（以下略）

②明治二九年 小学校令施行手続（明治三四年眞訓令第六号 明治三九年訓令第一〇号で改正）

第十三条 小学校ニ於テ設備スヘキ表簿及図面ノ概目並其ノ保存期限左ノ如シ（以下略）

③大正三年二月二八日 鳥取県令第一二号 小学校令施行細則左ノ通之ヲ定ム

第三十五条 小学校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類左ノ如シ（以下略）

④昭和一六年九月 国民学校施行規則

かつて、どのような教師がどのような教育実践を行つたか、地域にどのような教育が根付いていたか、どのような人物が育つたのか等について話された。篠村氏の講話を校長がメモを取りながら聞く場面が多いのに驚いた。その学校や地域にどんな教育が存在していたのか忘れ去られてしまふことはできない。校長が貸し出すことを了解した資料を、鳥取県立公文書館に搬入し、主にマイクロフィルムに撮影した。写真資料はほとんど接写した。借用した資料は安藤文雄専門研究員（元館長）の手によって、『鳥取県初等教育資料目録』上・下二冊が作成された。この目録に基づき作成した「表4」「鳥取県小学校所蔵資料一覧表」はこの『研究紀要』の付録とした。

III 保存義務のある学校資料

学校は一つの公的經營体であるから上級機関からの文書や学校独自で作成する記録等を保管しておき、後の經營に利用したり、要求があれば提示しなければならない。明治二三（一八八九）年五月一三日付で県知事より郡役所に対

第二十一条国民学校ニ於テ備フベキ帳簿ハ左ノ如シ (以下略)

⑤平成三年 学校教育法施行規則（昭和二五年文部省令

二八 昭和二八年文部省令二五 昭和三一年文部省令

九 昭和三三年文部省令一八 昭和三七年文部省令二

八 平成三年文部省令一・一部改正

第十五条学校において備えなければならない表簿
は、概ね次のとおりとする。（以下略）

①～⑤の規定に設けられている簿冊を「表3」「保存義務のある資料推移表」にして次頁に示した。

「表3」をみると、明治二五（一八九二）年から平成

三（一九九一）年の百年間に資料の保存年限が次第に短くなっている。小学校に対する認識の変化の現れであろう。その事が象徴的に示されているのは、無期保存であった学籍簿が有期限になつていていることである。また「表3」をみると百年間ほぼ一貫して保存義務のある資料は、職員名簿、職員出勤簿、学校日誌、児童出席簿、備品台帳であるが、ほかに学籍簿、職員履歴書、卒業台帳等は小学校開校以来ほぼ保存されている。逆に御真影関係資料のように一時代だけ保存義務の課されたものもあり、学校のおかれた歴史状況を示す資料である。

[表3] 保存義務のある資料推移表

①明治25年 鳥取県訓令	②明治39年 小学校令施行手続	③大正3年 小学校令施行細則	④昭和16年 国民学校令施行規則	⑤平成3年 学校教育法施行規則
1 級員名簿	6 級員名簿（無）	7 級員名簿（無）	9 級員名簿（無）	3 級員の名簿（5）
2 級員出勤簿	17 級員出勤簿（5）	16 級員出勤簿（3）	24 級員出勤簿（3）	3 級員出勤簿（5）
3 日誌	13 学校日誌（5）		18 学校日誌（3）	2 学校日誌（5）
4 学校沿革誌	2 学校沿革誌（無）	4 学校沿革誌（無）	6 学校沿革誌（無）	
5 学年内生徒出席統計表	18 児童出席簿（5）	17 児童出席簿（3）	25 児童出席簿（3）	4 出席簿（5）
6 幸生徒在学中出席統計表	※学籍簿で補える			
7 学年内試験成績表	15 児童成績考查書類（5）		16 児童成績考查書類	
8 幸業証古台帳	3 幸業、修業及學習證古台帳（無）	5 幸業修業及學習證古台帳（無）	7 修了証古台帳（無）	
9 移業証並學習証古台帳	3 幸業、修業及學習證古台帳（無）			
10 生徒行賃録	12 児童貰罰録（5）			
11 生徒处罚録	12 児童貰罰録（5）	12 児童貰罰録（3）	15 児童貰罰録（3）	
12 国書根帳	4 校具台帳（無）			
13 器械根帳	4 校具台帳（無）			
14 備品根帳	4 校具台帳（無）	6 備品台帳（無）	8 備品台帳（無）	5 国書根帳共根本根型等教具（5）
15 校舍図	8 校舎校地図（無）			
16 校地図	8 校舎校地図（無）			
17 室内体操場図	8 校舎校地図（無）			
18 農業練習場図	8 校舎校地図（無）			
19 校下地区学校位置等	9 校下地区（無）			
	1 児童学籍簿（無）	3 児童学籍簿（無）	5 学籍簿（無）	
	5 令達録（無）	2 令達録（無）	4 令達録（無）	4 指導要領のうち学籍簿（20）
		1 小学校ニ関係アル法令（無）	3 国民学校ニ関係アル法令（無）	1 学校に關係ある法令（5）
	7 級員履歴録（無）	8 級員履歴録（無）	10 級員履歴書（無）	3 級員履歴書（5）
	10 統計書類（無）	9 統計書類（3）	11 統計書類（3）	
	10-2 級員会議録（無）			
	10-3 学校一覧表（無）			
	11 教授細目（5）	11 教授細目（3）	14 授業細目（3）	
	14 往復書類（5）	13 往復書類（3）	20 往復文書類（3）	7 往復文書処理簿（5）
	16 児童看護日誌（5）			
	16-2 批評録（5）			
	19 揭示事項録（5）	15 指示事項録（3）	22 指示事項録（3）	
	20 欠席児童督促録（3）	18 欠席児童督促録（3）	26 欠席児童督促録（3）	
	21 諸新届書類（3）	19 諸新届書類（3）	27 諸新届書類（3）	
	10 学校規程（3）	12 学校規程（3）		
	14 文書受取発送簿（3）	21 文書受取発送簿（3）		
	20 雜書類（3）			
		1 鋼影及物語語書類本台帳（無）		
		2 鋼影卷持簿（無）		
		13 施設要項（3）		
		29 中等学校入学志願者報告書類（3）	5 選抜成績に関する表簿（5）	
		17 児童身体作業育成簿（3）	4 障害診断表（5）	
		19 学校医学校付医師執務日誌（3）	2 学校医執務記録簿（5）	
		23 級員出張命令簿（3）	2 学校薬剤師執務記録簿（5）	
		28 寝直日誌（3）		
			2 日課表（5）	
			2 学則（5）	
			2 教科用図書配当（5）	
			3 担任登録・担任教科・時間表（5）	
			6 資産原簿（5）	
			6 出納簿・予算決算簿（5）	

薄冊の繋ぎりを保つように並べたため規定に示された順番通りにはなっていない。また平成3年の学校教育法施行規則については同じ番号が複数あるがこれは同一番号のなかに複数の簿冊が記載されているためである。（）内の数字は保存年限、（無）は無期保存である。

IV 鳥取県小学校所蔵資料一覧表にみられる

資料の残存傾向（付録「表4」参照のこと）

『鳥取県初等教育資料目録』上・下に基づき、「表4」

「鳥取県小学校所蔵資料一覧表」を作成した。取り上げた

資料は、借用したものの中で開校時から昭和二〇年代まで

ものである。ただし学校記念誌は例外とし、新しいもの

も取り上げた。生徒の作品は明道小学校が所蔵しているもの以外には無かつたので取り上げなかった。

「表4」は、縦1～180に小学校名、横1～105に小学

校所蔵資料名を列記した。このうち、横1～四三は学校が備えておかなければならぬ資料で（保存期間には無期限

と有期限とあるが、ここでは保存義務資料としておく）、

全国の小学校が一律に保存義務がある資料である。横四四

～一〇五は保存義務の無い資料で（無保存義務資料としておく）ある。その学校の特色、あるいは学校のおかれた状況を示す資料がある。

列記してある資料は一冊でも学校が所有していれば○印をしてあげてあるが量は示していない。たとえば学籍簿をただ一冊所蔵していれば○印を示したが、五〇冊所蔵しても同様に○印で示すのみである。実際の量の違いは、この表からはわからない。分かるのは所蔵資料の種類のみである。ただし以下の記述では便宜上、残存量（正確には

種類数）として扱いたい。実際の量についての詳細、年代についての詳細な点は『鳥取県初等教育資料目録』上・下によらなくてはならない。

この「鳥取県小学校所蔵資料一覧表」より幾つかのこと

が指摘できよう。

「残存量（正確には種類数）について」「表4」より残存量

の合計は一、五〇六である。一～四三の保存義務資料の合

計は一、〇三一、四四～一〇五の無保存義務資料の合計は

四七七であるから、保存義務資料の方が残存量が多い。

「都市部・郡部の残存率について」、都市部は人口の入れ替

えが激しく、一方、郡部小学校は都市部小学校より地域との密着度が高いと思われる。そのため学校に保管されてい

る資料も都市部よりも郡部の方が多いと思われた。しかし

「表4」より予想が間違っていたことがわかる。保存義務

資料四三種のうち一〇種以上保存している学校をみると、

都市部（市）は六三校中一四校（二二・二%）、郡部（町

村）は九七校中一〇校（二〇・六%）である。郡部より都

市部の方が残存率が高い。しかしあくまで詳細に見ると、現

在は都市部に属しているが戦後の合併によって都市部編入

別がないといえよう。ともに資料は廃棄されつつある。資

料の残存率のいいのは全体の二〇%程度の小学校と言つこ

とにならう。

△残存率の高い小学校について、幾つかのパターンがみられる。1久松、80成徳、112明道、138上道、166黒坂、168根雨は資料の残存率が高いが、これらはかつて地域における中心校であった。久松小学校の前身は因幡地区一円の生徒が通学する高等小学校であり鳥取城の真ん前に位置している。成徳小学校・黒坂小学校は藩政時代の陣屋跡に、明道小学校は郡役所と同じ敷地内に建てられた。上道小学校は雨小学校は、素封家近藤家の支援の下に建てられ、その後も支援を受けてきた。久松、成徳、明道には今も地域の小学校の中心校であるという意識が地元にある。

39岩美北、40岩美西、42郡家東、43郡家西、65宝木、133箕蚊屋、142西伯、169米沢の残存率が高いのは数校が合併して資料が持ち寄せられたからである。

資料保存について意識のある校長が統けばよいが、一人でもきれい好き・整頓好き・古いものに関心のない校長が赴任すれば資料は一瞬に廃棄される。どのような校長が赴任してくれるかという偶然性も資料残存に關係している。他の残存率の高い小学校は整頓好きの校長が赴任して来なかつたということであろうか。

△残存率の高い資料について、残存率の高い資料について

ある。四五鳥取震災回想記は昭和一八（一九四三）年の鳥取大震災のあつた一年後に生徒たちが回想したものである。鳥取大震災は約千二百人の死者があつたにもかかわらず戦時中のため被災者の記録がほとんどない。建物がどう倒れていったか、地面がどのように揺れたかなど具体的な状況が記されており地震研究の上からも資料となる。四六鳥取大火見舞関係資料も同様に被災関係の資料である。昭和二七（一九五二）年の鳥取大火で市街地は灰燼に帰した。教員、生徒の家庭がどのように罹災したか、学校は被災生徒に対してどのように対応したのかという記録である。

六八体力調査表は、那岐小学校生徒一人一人の体力基礎データである。山間の小さな那岐小学校が体操日本一と賞賛されるようになり、昭和初期、交通不便にもかかわらず各地から山間の学校に参観者が訪れた。しかし体力が優れ優秀な兵士となつたため卒業生から多くの戦死者がでたといふ（体操教育に成果をあげた元那岐小学校山本校長の話）。

四九同窓会資料は六校あげてあるがそのうち77西郷小学校が特色がある。士族出身の真崎平九郎が三〇年近くにわたりて西郷小学校長を務めるが人望があり西郷地区を教育に熱心な地域に育てた。（この伝統であろうか、西郷小学校は今も新入生を迎えると開筵式を行っている。この行事を未だに県内で行っているのは西郷小学校だけである。）

みると、学校沿革誌一四八校、職員履歴書一三八校、職員名簿一〇八校、学籍簿六二校、学校一覧表五九校、卒業証書台帳五七校（これは借り受けなかつたものが相当ある）、学校規程三五校、施設要項二八校、備品台帳二八校、令達類二四校、郷土資料五三校、記念誌八四校、アルバム写真七四校、学事年報四二校などである。（その中にあって意外に残存していないのは令達類である。令達・例規・訓令類は学校経営にとって最も根幹となるものであるから小学校史の研究にとって残つていているものを編年的に整理する必要がある。）

記念誌は八四校にのぼるがほとんど最近のもので、開校八〇年、開校百年を記念して編さんされたものが多い。記念誌のなかにはすぐれたものがある。生徒・教員であつた時の体験が述べられているなかに時代の雰囲気や教育実践がうかがえ、これは残存資料からでは知り得ないものである。

アルバム写真を残している学校は多い。卒業記念写真がほとんどであるが中には学校行事や学校生活などを残している。これは当時の教育を具体的に知ることが出来る貴重な映像資料である。

△学校の特色や地域の特別な事情を示す資料について、残している校数は少ないが注目しなければならない資料で

西郷地区は、家庭の経済事情から学校経費納入が出来ない人たちのために同窓会・後援会から奨学金をだす制度を作つている。

七一教育研究・実践録に入れてしまつたが138上道小学校の創立時（当時は弓ヶ浜高等小学校）の村上龍校長が明治三五（一九〇二）年に著述した『弓浜教育方法』は高等学校教育が体系化されたもので教育思想を知る上の好資料である。△開校時の尽力者の記録について、開校時の尽力者は地域にとつては忘れてはならない人々であり関係の資料は継承されている。九七村田晋資料、九八遠藤董資料、九九近藤喜一郎関係資料がそれである。その他、資料名として上げていないが、先述の真崎平九郎、村上龍関係の資料は小学校教育草創期を調べる上で必見の資料である。72青谷小学校は、「学制」発布と同時に学校設立運動の中心となつた舟木春平（儒医）の寄贈本（教科書・和漢籍）を青谷郷土館に移した。全体的に教科書類は多くが廃棄されており学校にはほとんど残っていない。

△意外に少ない資料について、六二教科書について、国定教科書あるいはそれ以前の教科書を所蔵している学校は八校しかなかつた。この調査に入る前は古い教科書の一冊ぐらいほどの学校もあると思つていたので意外であった。墨塗り教科書を所蔵していたのは158阿毘縁小学校一校だけ

であった。（その後、境小学校にも墨塗り教科書があることが判明。）連語図・単語図のような教科書が登場する以前の教材は無いものと思われたが50丹比小学校にそれが保存されていたのには驚いた。その後、八東町はこの連語

校印は校名変更があればあらたに作られる。これらを廃棄せずに全て所持している小学校は八校のうち宝木小学校のみである。宝木小学校校印をならべてみる。「母木学校」（ははき学校は今の中学校）（明治七）→「第四大学区第十六番中学区第二十二番小学」（前と同時期）→「第四大学区第十九中学区第四十番小学」（明治九）→「島根県因幡国気多郡宝木小学校之印」（明治一三）→「気多郡壹番学区公立宝木小学校之印」（明治一〇）→「鳥取県氣多郡第一尋常小学区宝木尋常小学校印」→「鳥取県氣高郡宝木尋常小学校」（明治二九）→「鳥取県氣多郡宝木尋常高等小学校」（大正二）→「鳥取県氣高郡宝木国民学校之印」（昭和一六）→「鳥取県氣高郡宝木村小学校之印」（昭和二二）。行政区画や学校制度変革とともに学校印がどの

図・単語図を町文化財に指定した。

一〇五学校印について、開校以来、学校印は全ての小学校が所持していた。しかし学校印を保存している小学校は八校と少ない。押印された教科書、卒業証書、修了証書などはあるが学校印そのものはほとんど無くなっている。学校印は校名変更があればあらたに作られる。これらを廃棄せずに全て所持している小学校は八校のうち宝木小学校のみである。宝木小学校校印をならべてみる。「母木学校」（ははき学校は今の中学校）（明治七）→「第四大学区第十六番中学区第二十二番小学」（前と同時期）→「第四大学区第十九中学区第四十番小学」（明治九）→「島根県因幡国気多郡宝木小学校之印」（明治一三）→「気多郡壹番学区公立宝木小学校之印」（明治一〇）→「鳥取県氣多郡第一尋常小学区宝木尋常小学校印」→「鳥取県氣高郡宝木尋常小学校」（明治二九）→「鳥取県氣多郡宝木尋常高等小学校」（大正二）→「鳥取県氣高郡宝木国民学校之印」（昭和一六）→「鳥取県氣高郡宝木村小学校之印」（昭和二二）。行政区画や学校制度変革とともに学校印がどの

ようく推移したか知り得る貴重資料である。
一〇二マッカーサー教育指令は全ての学校に配布され、徹底して実施された戦後の教育の出発となるものであるが、保存している小学校は一二校と意外に少ない。戦前の教育のどこが具体的に否定されたか、今日の教育のどの部分にマッカーサー教育指令が生きているのか検討することは戦後教育史にとって意義があり、活用すべき資料である。この指令で教科書の墨塗りが指示されるが、過剰に反応して、学校沿革誌、学校日誌、アルバム写真にまで墨塗りしているものもある。

六六池田賞はかつて卒業者の中で最優秀の男女一人ずつが受けた賞であり、優秀生徒の証であった。生徒は記念に扇子、硯を与えられた。旧鳥取藩主池田家が援助して全県下小学校で行われた。賞罰録の特殊なものである。

「小学校の全般が分かる資料について」学校の歴史、教育方針、職員構成、クラス構成、生徒卒業後の進路、保護者の職業構成等が分かる資料は学校沿革誌である。最も残存率の高い資料であることはさきに述べたが、学校沿革誌は編さんした書式が決まっておらず、校長の考え方で自由に作成されている。学校によつては沿革誌保管用の木箱を作成し紐をかけて厳重に保管してある。借用する際にも「これは今まで門外不出のものでした」といわれた学校もある。

た。沿革誌のほかに、二七学校一覧表も全般が分かる資料である。沿革誌は簿冊であるが、学校一覧表は文字通り一枚物の表で、いわばパンフレットである。学校を知るには便利なものである。一部作成されて一部は県に提出された。一覧表作成の始まりは、明治二七（一八九四）年（鳥取高等小学校（現、久松小学校）、明治三三（一八九九）年（成徳小学校）のように早いものもある。多くは明治四十一年代から作成開始し、昭和一八（一九四三）年まで続いている。

（職員会議録、学校日誌について）具体的な、学校の教育実践、抱えている問題、職員で討議した内容等についての詳細な記録は二六職員会議録であるが、残っているのは明治二七（一八九四）年鳥取高等小学校のもの一冊だけである。六学校日誌は、日々のあつたことの記録である。一七五一年、境小学校が明治一八（一八八八）年から今日までのものを保存している。

（学校開校時の資料について）「学制」によつて学校開設をしなければならなくなつた。しかし開設は地域にとつては大きな負担であつた。校地、校舎、教員は地元で用意しなければならなかつた。（地域住人に費用を割り振つたことが旧多里役場史料で具体的にわかる。）負担に抗議して騒

動が起きている。明治六（一八七三）年学制反対一揆である。その時の状況が116車尾小学校の沿革誌に記載されているが、教員の家が襲われた。また、当時生徒であつた人が思い出に「百姓一揆が起こり原因など知りませぬが、蓑笠と云う出で立ちにて主として富豪など襲撃し（中略）其の為に学校は暫時休校」（明道教育六十年）記念誌 明道小学校」と記している。開校時のこのよだれ動搖は80成徳小学校の沿革誌にもみられ「流言あり、曰く『西洋人来る、特に我が子弟の生き血を絞り去らんとする』と」。そのため校長以下職員が町民を説得してまわつたと記されている。

成徳小学校沿革誌では、時代潮流が米国模倣の教育であったがこれは「父兄の感情に合せざる当然」として旧来の教育を変えなかつた、そのため音楽は教えなかつた、と記している。六一寺子屋教材がわずかに残つているのは、開校時の教材であつたからである。学校沿革誌には各地域の開校模様が記されている場合が多い。

ところで学校開設のために県の許可が必要であるが、八七開設許可証を保存している小学校は112明道小学校ただ校だけである。また137境小学校の前身校である栄陽郷学校のカリキュラム、授業法、学校開立願は「学制」前の郷学校を知ることが出来る。

校舎建築は地域にとつて大事業であつたから八五校舎建

築関係資料をいまも七校が残している。八六開校祝文は赤崎小学校開校を祝つて県下の小学校から寄せられた祝文集であるがこれも開校が大事業であったからよせられたものである。

校舎は開設時から機能的な工夫が重ねられている。その変遷をたどることが出来るのは一九〇二二校舎校地図等である。はじめは廊下が無い。教員夫婦で校舎内に住んでいる場合もある。(この場合、生徒は夜間でも学校を訪れて教わったと伝えられている)。校舎図についての書き方が統一され、明治三四年(一九〇二)小学校令施行手続第九条では、校舎平面図に用いる符号が決められている。

V 郡土資料について

「表4」により学校資料の保存状況を羅列したが、ここでは保存資料の中から五二郷土資料をとりあげてみたい。小学校には地域の郷土誌が多く保存されている。これは主に小学校が編さんしたものである。編さんのために参考にしたと思われる役場資料も保存されている場合がある。郷土資料保存校は五六校であるが、一校で複数冊保存している場合がある。それらを「表5」「小学校所蔵郷土資料一覧表」にした。Iは明治・大正期に小学校が作成した郷

土誌、IIは昭和一〇年頃に小学校が作成した郷土誌、IIIは役場で作成した郷土誌、IVはそれ以外の郷土誌に分類した。「表5」より学校で郷土誌を編纂した時期は二つの時期がある。明治から大正にかけての時期(I期)と、昭和一〇年頃(II期)である。I期の場合、墨筆もあるがカーボン紙を用いて複写したものが多い。II期のものはカーボン紙複写のほかにガリ刷りのものがある。これは複数作成されたことを示し、一部を学校に止めたということである。II期のものと思われる郷土誌が鳥取県立図書館に所蔵されているが、これは複数作成されたものの一部であろう。後日、つきあわせて検討したい。

① I期の郷土誌について 鳥取県には小学校で編集した郷土誌のほかに、つき合わせをしていないが県立図書館に各地域の郷土誌が残っている。群馬県においては、図書館、小学校等に明治期に作成された各地域の郷土誌が保管されている(今井啓介「群馬県内における明治期『郷土誌』編纂の動向」所在調査結果を中心にして、「双文」19群馬県立文書館二〇〇二)。日露戦争後、内務省は町村制が機能するように地方改良運動を主導した。町村自治の振興が図られたのである。「全国的な『郷土誌』」の編纂は前述した地方改良運動の趣旨を受けて、地方自治体もしくは個人としての取り組みの中から生まれたものと言うべきであ

[表5] 小学校所蔵郷土資料一覧表

(M…明治、T…大正、S…昭和)

	I	II	III	IV
8 城北	中の郷土誌 T 5			
9 美保	郷土史 M 4 5	郷土誌 T 6		
13 面影	面影村勢一覧	T 1 0		
14 神戸	村誌	M 1 6		
15 美和				寛政平賀料 T 7
16 大正	郷土誌 T 6	郷土調査 S 1 3		
17 東郷	東郷村誌 M 4 1	郷土誌 T 3		
21 湖南	吉岡校下紀要	M 3 9	郷土基本調査 S 6	
22 末恒			郷土調査 S 1 2	
24 谷ノ井				諒ノ井村沿革要覧 M 2 4 - M 3 5
31 宮ノ下	宇都野村郷土誌	年代不明		
34 大京	郷土誌 M 4 4	郷土誌		
37 小田	郷土誌 T 2		S 1 1	
38 本庄	本庄村郷土誌 T 7			本庄村村是 M 4 0 - M 4 4
40 岩美西	郷土誌			
41 福部	郷土史 T 5			
43 郡家西	大御門村郷土誌 T 2	加茂村郷土誌 S 1 1		
47 河原第一		郷土調査標 S 7	村是 S 4	袋河原之研究、民風調査、郷土誌
51 八束		八束村郷土調査 S 1 1	八束村勢一覧	T 1 2
57 用浦	大村略史 M 1 -			
64 山形	郷土誌 T 4			
65 宝木			とんどう若衆について S 1 0 刃	
67 浜村		正条村誌 S 1 0		
68 逢坂	郷土誌 T 3			
73 日置	郷土誌 T 1			
76 膳浦				本村得能家 S 1 0
85 北谷		北谷村郷土誌 S 1 1		
86 高城			高城村村勢要覧 S 3	
96 東郷		東郷村郷土誌本 S 1 3		
104 浦安	郷土誌 M 3 8			
107 八橋		郷土誌 S 1 1		
116 車尾		車尾郷土誌 S 1 1	郷土誌資料 S 4	
121 加茂		郷土調査 S 1 1	飯田開拓研究 S 1 2	
123 住吉	郷土誌 M 4 5	郷土住吉 S 1 1		
125 尚徳	郷土誌 T 2			
127 彦名	郷土誌 M 4 5			
128 崎津	郷土誌 T 2	崎津村史 S 1 0	崎津村勢一覧調査書 M 4 3	
129 大鎌津		大鎌津郷土誌 S 1 1		弓ヶ浜各村略史 S 2 8
131 弓ヶ浜	富益村誌 T 2		郷土誌大要 M 2 0	
133 笹牧屋	春日村郷土誌 T 2			
134 伯仙	郷土誌 T 1			
136 外江	外江村郷土誌 T 3			外江町郷土誌 S 2 8
137 境	境村誌 M 1 0			
138 上道	郷土誌 T 3			
140 中浜	西伯郡中浜村調査 M 4 1			
144 会見第二	一般取調事項 M 3 9			
145 岸本		郷土調査 S 1 1		
147 日吉津		郷土調査 S 1 1		
149 大山西	所子村誌 T 2	高麗村郷土誌 T 2		
154 名和		郷土誌 S 1 1		
162 福榮				奥日野村勢 S 4 0 年頃
166 黒坂		我が郷土 S 1 1		
169 朱沢		郷土調査 S 1 0		
175 二部		郷土調査 S 1 1		
177 溝口		郷土調査 S 1 1		
178 日光	郷土誌日光小 T 10	郷土誌浜谷小 T 1	日光村郷土誌補遺 S 1 2	

ろう。(中略) 明治期『郷土誌』が幸運にも県内全域に伝存しているが、それも、地方改良運動の流れの中であくまで地元で活用することを目指したからだと考えるのが自然ではないか」(前掲書)と言われている。明治期の郷土誌編さんは、地方改良運動の中で活用にむけて作成されたものだという指摘である。

大正一一(一九二二)年岩田衛鳥取県知事は、史蹟・名

勝・天然記念物保存は「殖産興業等、殊に地方開発の上、緊要なる事業なり」(大正一年一月四日政始「史蹟保存顕彰ニ関スル知事訓示」と史蹟保存を地方開発の主要事業だと述べている。これは観光産業のことをいつていると思われるが、「地元で活用」する例であろう。この知事の主張も郷土に対する県民の理解がなければ十分の活用効果は得られない。

I期の郷土誌は郷土理解のためはもちろんであるが、町村の文明史の基本とするという目的があつたことが、次の一郷土誌完成ノ件」でうかがえる。

郷土誌完成ノ件
教育ヲシテ町村是ニ基カシメンガ為ニハ学校ヲシテ町村文化ノ中心タラシムルト同時ニ教員ヲシテ其町村ノ沿革並ニ現時ノ状勢ヲ充分ニ理解セシメザルベカラズ

ここには編さんされる郷土誌が、小学校の教材(参考品)のみならず町村文化の基本となるものだから、教員が行う編さんに対し町村も協力することを要請している。郷土誌編さん事業に対する理解と期待がうかがえる。さきほどの岩田知事の訓示もこのような機運を背景にして行われたものと想像される。鳥取県では郷土誌編さん事業が開始されるのは明治四五(一九一二)年からのようである。同年五月三一日千代水小学校長に対して氣高郡長が、郷土に関する各種の資料調査を、郷土誌の内容を添付して、指示している(千代水小学校旧蔵『令達綴』城北小学校蔵)。一章、四章、六章、一三章は九月までに調査すること、残りは明年三月までに完了するようにという指示である。つぎにその内容を示すが膨大な量であり、三月までの完了はかなり無理がある。そのため遅れているものもあることが「表5」の作成年度からうかがえる。

II期の郷土誌が編さんされる歴史的状況は、I期の時と共通する点があつたと思われる。昭和七(一九三二)年九月に、国民更正運動に関する件が、学務部長より各学校長宛に出されている(八上小学校旧蔵『令達綴』河原第一小学校蔵)。満州事変の翌年で、未曾有の難局に直面して自力による更正を図る国民的運動を起こそうというものである。I期の地方改良運動と類似している。県内小学校も地域の経済更正運動関係資料(六四)を三校が保存している(ただし二校は同一のものである)。しかし翌年には、日本は国際連盟を脱退し、昭和一〇(一九三五)年には国体明徴声明が出され、国際的に孤立化を深めていく時期でもあった。その時期の郷土誌編さんでは後に大戦景気と大正デモクラシーの時代が到来した。I期とII期とは郷土誌編さん後の歴史的状況が対照的である。

内容についてI期とII期の両方の郷土誌を保存している住吉小学校の双方を比較してみる。I期の『郷土誌』はカーボン複写である。その章立ては次のようである。節以下

郷土誌目次
第一章 沿革
第二章 土地
第三章 人民
第四章 教育
第五章 兵事
第六章 神社 宗教及慈善
第七章 政治
第八章 財政
第九章 経済
第十章 消防及警備
第十一章 風俗習慣
第十三章 名所 古蹟 伝説 古文書
第十四章 人物
第十五章 重ナル官公序

以上が内容の章立てであるが、章の下に節、さらにその下に項、ときにはさらにその下に目があり、全部あげると相当なボリュームである。内容は群馬県の郷土誌の場合と類似性がある(今井前掲論文)。

②Ⅱ期の郷土誌について

昭和一〇年頃に編さんされた郷

是レ先ニ各小学校ニ郷土誌調製ヲ示達セシ所以ナリ而シテ該誌ハ独リ小学校教育ノ参考品タルノミナラズ町村唯一ニ文明史トモ見ルベキモノニシテ町村はニ基本トナルベキモノナレバ之レガ調査ニツキテハ小学校教員ト提携シテ可成全ナルモノヲ調整セシメラレンコトヲ望ム(前掲『訓示縛』)

は省略する。導入部では、『西伯郡統計一斑』を写し、概要を記している。第一章沿革、第二章土地、第三章人民、

VI 成徳小学校の教育実践

第四章教育、第六章神社・宗教及慈善、第六節方言・訛語（ここに宗教が綴じられている）、第七章政治、第一二章（章名無し）、以上である。先にあげた指示された通りの章立てである。調査していらない所は編さんされていないし、目次はなく、綴じる順序も違う所がある。よほど急いで作成したのであろう。

II期の郷土誌はガリ刷りである。題名は『郷土住吉』、その章立ては次のようである。第一郷土の変遷及沿革の概要、第二郷土の自然、第三戸口、第四土地、第五産業、第六経済、第七交通、第八自治、第九警備、第一〇衛生、第一教育、第二二神社宗教、第一三郷土の生活、第一四官公庁、第一五郷土の光華、以上である。内容はI期郷土誌と全く同様というわけではないがかなり踏襲している。他校に残っているほかのII期郷土誌も同じ傾向である。I期のものを参考にして編さんする指示が出されたのであろう。II期に作成された郷土誌は授業に活用されたと考えられ、設要項』では「本校郷土教育の実際化」として色濃く郷土を学校教育のなかに組み込んでいる。この点については後で述べたい。

科学習とは、低学年において教科の枠を解いて生活題目のなかで子どもの心理にあうように再構成して取り扱うものである。後にはさらにすすめて合科学習の中に、自然観察を重視する直觀科が導入される。四年で学習する理科を一年で学習する試みである（後の理科科）。昭和三（一九二八）年には、五年でやるべき地理と歴史を、総合学習として三、四年で実施した（文化科）。成徳新教育の考え方を体系化したのは成徳小学校訓導相見正義であり著書『教育理想と其方法的論拠』（成徳小学校旧蔵）に「教育の理想は人間の生命に培ひ、天賦の個を遺憾なく実現せしむることである」と理想教育を述べている。相見とともに強力に推進したのは伊佐田甚蔵である。相見が去った後は伊佐田が成徳教育の中心になった。伊佐田は「疑問を持たせることは学習の出発点だ」と強調し子どもに常にノートに疑問

を記すように指導した。彼の成徳教育実践は入沢宗寿との共著『文化科教育と郷土教育』で知ることが出来る。成徳新教育資料は同校に保存されており、これを調査した国立教育研究所永田忠道氏が『大正自由教育期における「文化科」の創造—鳥取県成徳小学校の総合的な学習の実践—』

国立教育研究所（一九九九）として報告している。この報告書では、「地理教育は日本の世界的地位を明らかにし新しい文化国民として自覚と信念を持たしむることにあり、

歴史教育で大切なのは文化史であり横の系統を明瞭にする

ことであると伊佐田は述べているがこれを実証する記録がないので文化科は理念止まりではなかつたか」と述べている。

しかし、この成徳小学校の地理教育、歴史教育に見られる広い理念・歴史認識は相見正義の理想教育によるものが多く、これは大正デモクラシーをくぐってきたものである。I期の郷土誌の成果は、成徳教育の理念の下で副読本として教材化された。この教材は同校が明治以来、使用した一九〇部におよぶ教科書等とともに保存されている。

低学年用『新読本』、中学年用『三郎の旅』、高学年用『郷土読本』が主な教材である。地域の景観、地理、話、歴史等を素材にしている。とくに『三郎の旅』は父とともに旅行するなかで交わした歴史と地理にまつわる会話で構成

成してあつて子どもに親しみやすい工夫がこらされている。これを補うものとして『新読本教授資料』、『倉吉郷土文化資鑑』上下、『郷土文化研究』一～三などがあり、実践の方針や成果は『我が校の教育』、『各科教育方針』、『我が校の職業指導』に残されている。

VII 興徳小学校『施設要項』米里小学校『施設要項』にみる郷土教育

『施設要項』は学校経営の方針を明示し実際に活用すべきものとして作成されたものである。精粗さまざまであつたため「明年度ニ於テハ要項ノ内容ニ付視察セシムベキ筈」（千代水小学校旧蔵『訓示纏』大正元年）とその主旨徹底がはかられた。当時の小学校が地域の後継者を育てようとしていたことがうがえる資料である。三徳小学校（現、米里小学校）は、保護者の職業の七割以上が農業である。同校の『施設要項』昭和一〇年版には村民教育の項目をかかげ「農民道を作興し」「理想米里の中堅民たるの志操を注養する」とし、昭和八年版では「勤労開拓の精神を作興する。農民精神、農業教育を重視する」と述べている。郷土を愛し郷土の担い手となる子どもを育てるという教育目標が学校にある。

米里小学校に見られるような地域に根ざした教育が一般

的な傾向であったと考えられるが、この教育のなかでⅡ期に作成された郷土誌は授業にどのように活用されたのであらうか。昭和一三（一九三八）年興徳小学校（現・用瀬小学校）『施設要項』では「本校郷土教育の実際化」として郷土室、郷土読本、郷土カルタ、各教科の郷土関係部分調査（調査形式が書式化されている）、郷土の認識を深めるための遠足及び見学、郷土的色彩のある学芸会・展覧会、郷土講話、郷土的学級経営、修学旅行、郷土調査をふくむ定期調査など色濃く郷土を学校教育のなかに組み込んでいる。同校の郷土読本目録には尋常一年から高等二年まで読むべき郷土誌教材が整備されているし郷土カルタも作成されている。このような郷土教育重視は狭隘な郷土愛につながりひいては狭隘な愛国心につながる可能性がある。Ⅱ期の郷土誌編さんは、日中戦争に突入し経済更正運動が国民運動として企図されるなかで行われたものであることと無縁では無からう。Ⅰ期の編さんが大正デモクラシーをひかえて行われたのとは対照的である。

おわりに

棄の嵐はなかつた。しかしその後資料は徐々に失われていつた。学校にとつては、使わない・読めない・汚い・置く所がない資料は邪魔な存在である。学校は資料保存の施設ではない。しかし容易には資料は廃棄しがたいものであつた。それは地域と学校の結びつきから来る所であろう。その資料が消滅する機会は、学校の移転・校舎の建て替え・記念誌の編さん後の資料未返還であることが多い。しかしいくら無くなるとはいえ、これらの事情で資料は皆無になることはない。今、過疎過密現象という大きな流れのなかで学校が消え、また市町村合併の問題もあるなかで消えていく学校もあるだろう。それに伴つて資料も消えていく。今、資料は消滅の危機に直面している。各地で学校資料調査の必要があると同時に、教育資料館とも言うべき施設を用意し資料保存する必要があろう。皮肉なことに過疎化で廃校となる建物が生じつつある。これを利用するのは一方法であろう。

最後に、鳥取県立公文書館で調査した学校資料をどう活用するかはこれから課題である。東京都北区行政資料センターのように写真の一枚にいたるまで教育資料の件名目録を作成することは、活用化を図る上で必要なことである。他にもまだまだクリアーしなければならない問題がある。

まず総括したい。前半（I～IV）において小学校保存資料状況に触れた。後半（V～VII）において、小学校は、かくらの資料は邪魔な存在である。学校は資料保存の施設ではない。しかし容易には資料は廃棄しがたいものであつた。それは地域と学校の結びつきから来る所であろう。その資料が消滅する機会は、学校の移転・校舎の建て替え・記念誌の編さん後の資料未返還であることが多い。しかしいくら無くなるとはいえ、これらの事情で資料は皆無になることはない。今、過疎過密現象という大きな流れのなかで学校が消え、また市町村合併の問題もあるなかで消えていく学校もあるだろう。それに伴つて資料も消えていく。今、資料は消滅の危機に直面している。各地で学校資料調査の必要があると同時に、教育資料館とも言うべき施設を作成することは、活用化を図る上で必要なことである。他にもまだまだクリアーしなければならない問題がある。

ついで学校資料の危機について述べたい。学校所蔵資料は、かつての教育はもとより、政治・経済・社会・時代思潮を語ってくれる。これらの資料は、今は学校の片隅で眠っているが、何十年か昔には子どもや教員を動かし、人々を育て、地域文化を育んだことにかかわった資料である。戦中から戦後に移行するなかで、官庁、役所の多くの行政文書が意図的に人の手によって廃棄された。学校もまた公的機関であるが、幸いにして多くの小学校には人為的廃

本論は、平成一四年度公文書館専門職員養成課程（国立公文書館主催）の修了論文を一部修正したものである。